

定款変更の案

変更前	変更後
<p>一般財団法人 民都大阪休眠預金等活用団体 定款案</p>	<p>公益財団法人 日本休眠預金等活用団体 定款案</p>
<p>第1章 総則</p>	<p>第1章 総則</p>
<p>(名称)</p>	<p>(名称)</p>
<p>第1条 この法人は、一般財団法人 民都大阪休眠預金等活用団体と称する。</p>	<p>第1条 この法人は、公益財団法人 日本休眠預金等活用団体と称する。</p>
<p>(事務所)</p>	<p>(事務所)</p>
<p>第2条 この法人は、主たる事務所を大阪市に置く。</p> <p>2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。</p>	<p>第2条 この法人は、主たる事務所を大阪市に置く。</p> <p>2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。</p>
<p>(目的)</p>	<p>(目的)</p>
<p>第3条 この法人は、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律(平成二十八年法律第百一号。以下「活用法」という。)第8条に規定する休眠預金等交付金に係る資金を、人口の減少、高齢化の進展等の経済社会情勢の急速な変化が見込まれる中で国及び地方公共団体が対応することが困難な社会の諸課題の解決を図ることを目的として民間の団体が行う公益に資する活動であって、これが成果を収めることにより国民一般の利益の一層の増進に資することとなるもの(以下「民間公益活動」という。)に活用されることを目的とし、もって日本の公益に資することを目的とする。</p>	<p>第3条 この法人は、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律(平成二十八年法律第百一号。以下「活用法」という。)第8条に規定する休眠預金等交付金に係る資金を、人口の減少、高齢化の進展等の経済社会情勢の急速な変化が見込まれる中で国及び地方公共団体が対応することが困難な社会の諸課題の解決を図ることを目的として民間の団体が行う公益に資する活動であって、これが成果を収めることにより国民一般の利益の一層の増進に資することとなるもの(以下「民間公益活動」という。)に活用されることを目的とし、もって日本の公益に資することを目的とする。</p>
<p>(事業)</p>	<p>(事業)</p>

<p>第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、活用法第20条に規定される指定活用団体(以下「指定活用団体」という。)への指定を申請し、指定を目指す事業を行う。</p> <p>2 内閣総理大臣から指定活用団体として指定された後においては、同法第21条に掲げる業務を実施するための以下の事業を行う。</p> <p>(1) 助成等の実施に必要な資金について助成又は貸付けを行う事業。</p> <p>(2) 民間公益活動を行う団体に対し、民間公益活動の実施に必要な資金の貸付けを行う事業。</p> <p>(3) 民間公益活動の促進に関する調査及び研究を行う事業。</p> <p>(4) 民間公益活動の促進に資するための啓発活動及び広報活動を行う事業。</p> <p>(5) 前各号に掲げる業務に附帯する事業</p> <p>(6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業</p> <p>3 前項の事業は、本邦及び海外において行う。</p> <p>(事業年度)</p>	<p>第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、活用法第20条に規定される指定活用団体(以下「指定活用団体」という。)への指定を申請し、指定を目指す事業を行う。</p> <p>2 内閣総理大臣から指定活用団体として指定された後においては、同法第21条に掲げる業務を実施するための以下の事業を行う。</p> <p>(1) 助成等の実施に必要な資金について助成又は貸付けを行う事業。</p> <p>(2) 民間公益活動を行う団体に対し、民間公益活動の実施に必要な資金の貸付けを行う事業。</p> <p>(3) 民間公益活動の促進に関する調査及び研究を行う事業。</p> <p>(4) 民間公益活動の促進に資するための啓発活動及び広報活動を行う事業。</p> <p>(5) 前各号に掲げる業務に附帯する事業</p> <p>(6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業</p> <p>3 前項の事業は、本邦及び海外において行う。</p> <p>(事業年度)</p>
<p>第5条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。</p> <p>第2章 資産及び会計</p> <p>(財産の構成)</p> <p>第6条 この法人の財産は、次の各号をもって構成する。</p> <p>(1) 寄附金</p> <p>(2) 活用法第21条第3号で受け入れた休眠預金等交付金</p> <p>(3) 財産から生ずる収入</p>	<p>第5条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。</p> <p>第2章 資産及び会計</p> <p>(財産の構成)</p> <p>第6条 この法人の財産は、次の各号をもって構成する。</p> <p>(1) 寄附金</p> <p>(2) 活用法第21条第3号で受け入れた休眠預金等交付金</p> <p>(3) 財産から生ずる収入</p>

<p>(4) その他の収入 (財産の種類)</p> <p>第7条 この法人の財産は、基本財産、特定資産、その他の財産の3種類とする。</p> <p>2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会で定めた財産とする。</p> <p>3 特定資産は休眠預金等交付金として交付された資金のほか理事会の決議により用途を特定の目的に制約した財産とする。</p> <p>4 その他の財産は、基本財産及び特定資産以外の財産とする。</p> <p>(財産の管理)</p> <p>第8条 この法人の財産は、善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、その方法は理事会の決議により別に定める。</p> <p>2 休眠預金等交付金の預金は、活用法第29条第2項第2号の規定に基づき、指定される金融機関とする。</p> <p>(基本財産の適正な維持管理及び処分の制限)</p> <p>第9条 この法人は基本財産の適正な維持及び管理に努めなければならない。</p> <p>2 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由がある時は、理事会及び評議員会において3分の2以上の決議を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。</p> <p>(事業計画及び収支予算)</p> <p>第10条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載</p>	<p>(4) その他の収入 (財産の種類)</p> <p>第7条 この法人の財産は、基本財産、特定資産、その他の財産の3種類とする。</p> <p>2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会で定めた財産とする。</p> <p>3 特定資産は休眠預金等交付金として交付された資金のほか理事会の決議により用途を特定の目的に制約した財産とする。</p> <p>4 その他の財産は、基本財産及び特定資産以外の財産とする。</p> <p>(財産の管理)</p> <p>第8条 この法人の財産は、善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、その方法は理事会の決議により別に定める。</p> <p>2 休眠預金等交付金の預金は、活用法第29条第2項第2号の規定に基づき、指定される金融機関とする。</p> <p>(基本財産の適正な維持管理及び処分の制限)</p> <p>第9条 この法人は基本財産の適正な維持及び管理に努めなければならない。</p> <p>2 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由がある時は、理事会及び評議員会において3分の2以上の決議を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。</p> <p>(事業計画及び収支予算)</p> <p>第10条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載</p>
---	---

<p>した書類(以下「事業計画書及び資金収支予算書等」という。)については、毎事業年度開始の日の1ヶ月前までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、理事会の承認を受けなければならない。</p> <p>(事業報告及び決算)</p> <p>第11条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第7号までの書類について理事会の承認を受けなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 事業報告 (2) 事業報告の附属明細書 (3) 貸借対照表 (4) 正味財産増減計算書 (5) キャッシュ・フロー計算書(作成する場合に限る。) (6) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書 (7) 財産目録 (8) 収支計算書 <p>2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号から第5号まで及び第7号から第8号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第64条において準用する同規則第48条に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。</p>	<p>した書類(以下「事業計画書及び資金収支予算書等」という。)については、毎事業年度開始の日の1ヶ月前までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、理事会の承認を受けなければならない。</p> <p>(事業報告及び決算)</p> <p>第11条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、会計監査人の監査、理事会の承認を受けなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 事業報告 (2) 事業報告の附属明細書 (3) 貸借対照表 (4) 正味財産増減計算書 (5) キャッシュ・フロー計算書(作成する場合に限る。) (6) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書 (7) 財産目録 (8) 資金収支ベースの収支決算書 <p>2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号から第5号まで及び第7号から第8号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第64条において準用する同規則第48条に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。</p> <p>(借入金)</p>
--	---

<p>(借入金)</p> <p>第 12 条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、理事会の承認を受けなければならない。</p> <p>2 前項の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の 3 分の 2 以上が出席し、その 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。</p> <p>(公益目的取得財産残額の算定)</p> <p>第 13 条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、同規則第 46 条第 1 項第 8 号の書類に記載するものとする。</p> <p>第 3 章 評議員</p> <p>(評議員)</p> <p>第 14 条 この法人に評議員 3 名以上 25 名以内を置く。</p> <p>(評議員の選任及び解任)</p> <p>第 15 条 評議員の選任及び解任は、評議員会において行う。</p> <p>2 評議員会に提出する評議員候補者は、理事会が推薦することができる。評議員会の運営についての細則は、理事会において定める。</p>	<p>第 12 条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、理事会の承認を受けなければならない。</p> <p>2 前項の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の 3 分の 2 以上が出席し、その 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。</p> <p>(公益目的取得財産残額の算定)</p> <p>第 13 条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、同規則第 46 条第 1 項第 8 号の書類に記載するものとする。</p> <p>第 3 章 評議員</p> <p>(評議員)</p> <p>第 14 条 この法人に評議員 3 名以上 25 名以内を置く。</p> <p>(評議員の選任及び解任)</p> <p>第 15 条 評議員の選任及び解任は、評議員会において行う。</p> <p>2 評議員会に提出する評議員候補者は、各評議員、理事会が推薦することができる。</p> <p>3 評議員会の運営についての細則は、理事会において定める。</p> <p>4 理事会が評議員を推薦するに当たり、理事会が別に定める細則に基づき以下の各号の一の団体から推奨する者各々 1 名を限度に推薦を依頼することができる。</p> <p>(1) 休眠預金活用推進議員連盟</p> <p>(2) 細則に定める経済団体</p> <p>(3) 細則に定める金融機関を構成者とする</p>
--	--

<p>3 評議員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を評議員に説明しなければならない。</p> <p>(1) 当該候補者の経歴</p> <p>(2) 当該候補者を候補者とした理由</p> <p>(3) 当該候補者との法人及び役員等(理事、監事及び評議員)との関係</p> <p>(4) 当該候補者の兼職状況</p>	<p>団体</p> <p>(4) 細則に定める労働組合を構成者とする団体</p> <p>(5) 細則に定めるメディアを構成者とする団体</p> <p>5 前項において推奨された者に対して理事会は評議員候補者とするについて斟酌しなければならない。</p> <p>6 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 179 条から第 195 条の規定に従い、評議員会において行う。</p> <p>7 評議員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を評議員に説明しなければならない。</p> <p>(1) 当該候補者の経歴</p> <p>(2) 当該候補者を候補者とした理由</p> <p>(3) 当該候補者との法人及び役員等(理事、監事及び評議員)との関係</p> <p>(4) 当該候補者の兼職状況</p> <p>8 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。</p> <p>(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。</p> <p>イ 当該評議員及びその配偶者又は 3 親等内の親族</p> <p>ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者</p> <p>ハ 当該評議員の使用人</p> <p>ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者</p> <p>ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者</p>
--	--

	<p>ヘ ロからニまでに掲げる者の 3 親等内の親族であって、これらの者と生計を一にする者</p> <p>(2) 他の同一団体(公益法人を除く)の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。</p> <p>イ 理事</p> <p>ロ 使用人</p> <p>ハ 当該他の同一団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのある者にあつては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者</p> <p>ニ 次に掲げる団体においてその職員である者(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く)</p> <p>① 国の機関</p> <p>② 地方公共団体</p> <p>③ 独立行政法人通則法第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人</p> <p>④ 国立大学法人法第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は同条第 3 項に規定する大学共同利用機関法人</p> <p>⑤ 地方独立行政法人法第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人</p> <p>⑥ 特殊法人(特例の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第 4 条第 15 号の規定の適用を受けるものをいう。)又は、認可法人(特別の法律により設立され、かつその設立に関し、行政官庁の認可を要する法人をいう。)</p> <p>(3) 評議員には、この法人の監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。</p> <p>(評議員の任期)</p>
--	--

	<p>第 16 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。</p> <p>2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。</p> <p>3 評議員は、第 14 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。</p>
<p>(評議員の任期)</p> <p>第 16 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。</p> <p>2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。</p> <p>3 評議員は、第 14 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。</p>	<p>(評議員の報酬等)</p> <p>第 17 条 評議員は無報酬とする。ただし、評議員に対して、各年度の総額が 500 万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。</p> <p>2 評議員に対して、各年度の総額が 300 万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める退職慰労金を積み立て、支給することができる。</p> <p>3 評議員に対して、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。</p>
<p>(評議員の報酬等)</p> <p>第 17 条 評議員は無報酬とする。ただし、評議員に対して、各年度の総額が 500 万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。</p>	<p>第 4 章 評議員会</p> <p>(構成)</p> <p>第 18 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。</p> <p>2 評議員会の議長は、評議員会において互選する。</p> <p>(権限)</p> <p>第 19 条 評議員会は、次の事項について決議する。</p>

<p>2 評議員に対して、各年度の総額が300万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める退職慰労金を積み立て、支給することができる。</p> <p>3 評議員に対して、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。</p>	<p>(1) 理事及び監事並びに会計監査人の選任及び解任</p> <p>(2) 理事及び監事の報酬等の額</p> <p>(3) 評議員に対する報酬等の支給の基準</p> <p>(4) 定款の変更</p> <p>(5) 公益目的取得財産残額の贈与</p> <p>(6) 残余財産の処分</p> <p>(7) 基本財産の処分及び担保の承認</p> <p>(8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項</p>
<p>第4章 評議員会</p> <p>(構成)</p> <p>第18条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。</p> <p>2 評議員会の議長は、評議員会において互選する。</p>	<p>(開催)</p> <p>第20条 評議員会は、定時評議員会として毎年度5月又は6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。</p> <p>2 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ、開催することができない。</p>
<p>(権限)</p> <p>第19条 評議員会は、次の事項について決議する。</p> <p>(1) 理事及び監事の選任及び解任</p> <p>(2) 理事及び監事の報酬等の額</p> <p>(3) 評議員に対する報酬等の支給の基準</p> <p>(4) 定款の変更</p> <p>(5) 公益目的取得財産残額の贈与</p> <p>(6) 残余財産の処分</p> <p>(7) 基本財産の処分及び担保の承認</p> <p>(8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項</p>	<p>(招集)</p> <p>第21条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。</p> <p>2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。</p>
<p>(開催)</p> <p>第20条 評議員会は、定時評議員会として毎年度5月又は6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。</p> <p>2 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ、開催することができない。</p>	<p>(招集の通知)</p> <p>第22条 評議員会を招集するときは、開催日の前日までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的手法をもって招集の通知を発しなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。</p>

<p>(招集)</p> <p>第 21 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。</p> <p>2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。</p> <p>(招集の通知)</p> <p>第 22 条 評議員会を招集するときは、開催日の前日までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的手法をもって招集の通知を発しなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。</p> <p>(決議)</p> <p>第 23 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。</p> <p>(1) 理事及び監事の解任</p> <p>(2) 定款の変更</p> <p>(3) 残余財産の処分</p> <p>(4) 基本財産の処分及び担保の承認</p> <p>(5) その他法令で定められた事項</p> <p>3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。</p>	<p>(決議)</p> <p>第 23 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。</p> <p>(1) 理事及び監事の解任</p> <p>(2) 定款の変更</p> <p>(3) 残余財産の処分</p> <p>(4) 基本財産の処分及び担保の承認</p> <p>(5) その他法令で定められた事項</p> <p>3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。</p> <p>4 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号。以下、「一般社団・財団法人法」という。)第 194 条の要件を満たしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。</p> <p>(報告の省略)</p> <p>第 24 条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。</p> <p>(議事録)</p> <p>第 25 条 評議員会の議事については、法令</p>
---	---

<p>4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号。以下、「一般社団法人・財団法人法」という。)第194条の要件を満たしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。</p>	<p>で定めるところにより、議事録を作成する。 2 前項の議事録には、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人1名がこれに記名押印する。</p>
<p>(報告の省略)</p> <p>第24条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。</p>	<p>第5章 役員及び会計監査人</p> <p>(役員及び会計監査人の設置及び定数)</p> <p>第26条 この法人に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事 3名以上15名以内 (2) 監事 1名以上4名以内</p> <p>2 理事のうち1名を理事長とする。 3 前項の理事長をもって一般社団法人法に関する法律上の代表理事とする。 4 この法人に会計監査人を置く。</p>
<p>(議事録)</p> <p>第25条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。 2 前項の議事録には、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人1名がこれに記名押印する。</p>	<p>(役員並びに会計監査人の選任)</p> <p>第27条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。 2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。 3 常勤の監事は、監事会の決議によって監事の中から選定する。</p>
<p>第5章 役員</p> <p>(役員 の設置及び定数)</p> <p>第26条 この法人に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事 3名以上15名以内 (2) 監事 1名以上4名以内</p> <p>2 理事のうち1名を理事長とする。 3 前項の理事長をもって一般社団法人法に関する法律上の代表理事とする。</p>	<p>4 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることにはならない。 5 この法人の監事には、この法人の理事(親族その他特殊の関係がある者を含む。)及び評議員(親族その他特殊の関係がある者を含む。)並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。</p>
<p>(役員 の選任)</p> <p>第27条 理事及び監事は、評議員会の決議</p>	<p>(理事の職務及び権限)</p>

によって選任する。

2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 常勤の監事は、監事会の決議によって監事の中から選定する。

4 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることにはならない。

5 この法人の監事には、この法人の理事(親族その他特殊の関係がある者を含む。)及び評議員(親族その他特殊の関係がある者を含む。)並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(理事の職務及び権限)

第28条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 理事長は毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第29条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、不正の事実を発見したときは、これを理事会に報告しなければならない。

第28条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 理事長は毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第29条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、不正の事実を発見したときは、これを理事会に報告しなければならない。

4 監事は前項の報告をするため必要があると認めるときは、理事長に対し、理事会の招集を文書をもって請求することができる。ただし、その請求が第2条第1項に規定する事務所に到達した日から5日以内に、その請求が到達した日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集することができる。

(会計監査人の職務及び権限)

第30条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の貸借対照表及び正味財産増減計算書、並びにキャッシュ・フロー計算書(作成する場合に限る。)、貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書、財産目録を監査、また収支計算書を調査し、会計監査報告を作成する。

4 監事は前項の報告をするため必要があると認めるときは、理事長に対し、理事会の招集を文書をもって請求することができる。ただし、その請求が第2条第1項に規定する事務所に到達した日から5日以内に、その請求が到達した日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集することができる。

(役員任期)

第30条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までと

2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び使用人に対し、会計に関する報告を求めることができる。

(1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

(2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員及び会計監査人の任期)

第31条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第26条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

4 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

第32条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠

<p>する。</p> <p>3 理事又は監事は、第 26 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。</p> <p>(役員解任)</p> <p>第 31 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。</p> <p>(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。</p> <p>(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。</p>	<p>ったとき。</p> <p>(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。</p> <p>2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。</p> <p>(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。</p> <p>(2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。</p> <p>(3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。</p> <p>3 監事は、会計監査人が、前項第 1 号から第 3 号のいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。</p> <p>(役員報酬等)</p> <p>第 33 条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算出した額を、報酬等として支給することができる。</p> <p>2 役員には、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。</p> <p>3 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。</p> <p>第 6 章 理事会</p> <p>(構成)</p> <p>第 34 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。</p> <p>2 理事会の議長は、理事長が行う。ただし、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは理事の互選で、議長を行う。</p>
---	---

<p>(役員の報酬等)</p> <p>第 32 条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算出した額を、報酬等として支給することができる。</p> <p>2 役員には、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。</p> <p>第 6 章 理事会</p> <p>(構成)</p> <p>第 33 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。</p> <p>2 理事会の議長は、理事長が行う。ただし、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは理事の互選で、議長を行う。</p> <p>(権限)</p> <p>第 34 条 理事会は、次の職務を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) この法人の業務執行の決定 (2) 評議員会の目的である事項の決定 (3) 理事の職務の執行の監督 (4) 理事長の選定及び解職 (5) その他理事会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項 <p>(開催)</p> <p>第 35 条 理事会は、理事長が出席しなければ、開催しないものとする。ただし、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、この限りでない。</p> <p>2 理事会は、理事の 3 分の 2 以上の出席がなければ、開催することができない。</p>	<p>(権限)</p> <p>第 35 条 理事会は、次の職務を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) この法人の業務執行の決定 (2) 評議員会の目的である事項の決定 (3) 理事の職務の執行の監督 (4) 理事長の選定及び解職 (5) その他理事会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項 <p>(開催)</p> <p>第 36 条 理事会は、理事長が出席しなければ、開催しないものとする。ただし、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、この限りでない。</p> <p>2 理事会は、理事の 3 分の 2 以上の出席がなければ、開催することができない。</p> <p>(招集)</p> <p>第 37 条 理事会は、理事長が招集する。</p> <p>2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。</p> <p>(招集の通知)</p> <p>第 38 条 理事会を招集するときは、開催日の前日までに、各理事及び各監事に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的手法をもって通知を発しなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。</p> <p>(決議)</p> <p>第 39 条 理事会の決議は、この定款で別に</p>
--	--

<p>(招集)</p> <p>第 36 条 理事会は、理事長が招集する。</p> <p>2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。</p> <p>(招集の通知)</p> <p>第 37 条 理事会を招集するときは、開催日の前日までに、各理事及び各監事に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的手法をもって通知を発しなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。</p> <p>(決議)</p> <p>第 38 条 理事会の決議は、この定款で別に定めるもののほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の 3 分の 2 以上が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、一般社団・財団法人法第 197 条において準用する同法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。</p> <p>(報告の省略)</p> <p>第 39 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。</p> <p>(議事録)</p> <p>第 40 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。</p> <p>2 出席した代表理事及び監事は、前項の議</p>	<p>定めるもののほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の 3 分の 2 以上が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、一般社団・財団法人法第 197 条において準用する同法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。</p> <p>(報告の省略)</p> <p>第 40 条 理事、監事又は会計監査人が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。</p> <p>(議事録)</p> <p>第 41 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。</p> <p>2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。</p> <p>(理事会運営細則)</p> <p>第 42 条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則による。</p> <p>第 7 章 運営及び組織</p> <p>(事務局)</p> <p>第 43 条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。</p> <p>2 事務局には、所要の職員を置く。</p> <p>3 事務局の運営及び組織に関する事項は、理事会の決議により別に定める。</p> <p>(監事会)</p> <p>第 44 条 この法人に、その業務及び財務会</p>
---	---

<p>事録に記名押印する。</p> <p>第7章 運営及び組織</p> <p>(事務局)</p> <p>第41条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。</p> <p>2 事務局には、所要の職員を置く。</p> <p>3 事務局の運営及び組織に関する事項は、理事会の決議により別に定める。</p> <p>(監事会)</p> <p>第42条 この法人に、その業務及び財務会計の監査の専門的事項を審議するため、監事会を置くことができる。</p> <p>2 監事会は、すべての監事をもって構成する。</p> <p>3 監事会の任務及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。</p> <p>(責任の免除又は限定)</p> <p>第43条 この法人は、理事、監事又は評議員の一般社団・財団法人法第198条において準用される同法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>2 この法人は、非業務執行理事等との間で前項の賠償責任について、法令で定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>	<p>計の監査の専門的事項を審議するため、監事会を置くことができる。</p> <p>2 監事会は、すべての監事をもって構成する。</p> <p>3 監事会の任務及び運営に関し必要な事項は、監事の協議により別に定める。</p> <p>(責任の免除又は限定)</p> <p>第45条 この法人は、理事、監事、評議員又は会計監査人の一般社団・財団法人法第198条において準用される同法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>この法人は、非業務執行理事等との間で前項の賠償責任について、法令で定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p>(アライアンス・アドバイザー)</p> <p>第46条 この法人はわが国では「社会的実験」として前例のない事業を行うことから、を行うことから、法人の目的を達成するためのアライアンス・アドバイザーを置くことができる。</p> <p>2 前項のアライアンス・アドバイザーは理事会の決議を経て、理事長が選任する。</p> <p>3 第1項のアライアンス・アドバイザーは、役員及び評議員の権利を侵すこととはできない。</p> <p>4 第1項のアライアンス・アドバイザーは無報酬とする。ただし、別個の顧問契約、委託契約を結ぶことを妨げない。</p>
---	--

<p>(アライアンス・アドバイザー)</p> <p>第44条 この法人はわが国では「社会的実験」として前例のない事業を行うことから、を行うことから、法人の目的を達成するためのアライアンス・アドバイザーを置くことができる。</p> <p>2 前項のアライアンス・アドバイザーは理事会の決議を経て、理事長が選任する。</p> <p>3 第1項のアライアンス・アドバイザーは、役員及び評議員の権利を侵すことはできない。</p> <p>4 第1項のアライアンス・アドバイザーは無報酬とする。ただし、別個の顧問契約、委託契約を結ぶことを妨げない。</p> <p>5 その他の事項は理事会において定める。</p>	<p>5 その他の事項は理事会において定める。</p> <p>(書類及び帳簿の備え置き)</p> <p>第47条 事務所には、法令の定めるところにより、次に掲げる書類及び帳簿を備え置かなければならない。</p> <p>(1) 定款</p> <p>(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿</p> <p>(3) 事業計画書及び予算に関する書類</p> <p>(4) 事業報告及び決算に関する書類</p> <p>(5) 貸借対照表及び財産目録</p> <p>(6) 監査報告及び会計監査報告</p> <p>(7) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類</p> <p>(8) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類</p> <p>(9) 指定、認定、認可等及び登記に関する書類</p> <p>(10) 定款に定める機関の議事に関する書類</p> <p>(11) 理事及び監事並びに評議員の履歴書</p> <p>(12) 職員の名簿及び履歴書</p> <p>(13) 活用法第二十八条に定める帳簿</p> <p>(14) その他必要な帳簿及び書類</p>
<p>(書類及び帳簿の備え置き)</p> <p>第45条 事務所には、法令の定めるところにより、次に掲げる書類及び帳簿を備え置かなければならない。</p> <p>(1) 定款</p> <p>(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿</p> <p>(3) 事業計画書及び予算に関する書類</p> <p>(4) 事業報告及び決算に関する書類</p> <p>(5) 貸借対照表及び財産目録</p> <p>(6) 監査報告</p> <p>(7) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類</p> <p>(8) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類</p> <p>(9) 指定、認定、認可等及び登記に関する書類</p> <p>(10) 定款に定める機関の議事に関する書類</p> <p>(11) 理事及び監事並びに評議員の履歴書</p>	<p>2 前項第1号から第8号までに掲げる書類については、これを一般の閲覧に供しななければならない。</p> <p>3 前々項第13号の帳簿は一年ごとに閉鎖し、閉鎖後十年間保存しなければならない。</p> <p>第8章定款の変更及び解散</p> <p>(定款の変更)</p> <p>第48条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。</p>

<p>(12) 職員の名簿及び履歴書 (13) その他必要な帳簿及び書類</p> <p>2 前項第1号から第8号までに掲げる書類については、これを一般の閲覧に供しなければならない。</p> <p>第8章定款の変更及び解散</p> <p>(定款の変更)</p> <p>第46条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。</p> <p>2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第15条についても適用する。</p> <p>(解散)</p> <p>第47条 この法人は、一般社団・財団法人法第202条に規定する事由及びその他法令で定めた事由により解散する。</p> <p>(公益認定の取消し等に伴う贈与)</p> <p>第48条 この法人が公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成十八年法律第四十九号。以下「認定法」という)第4条の認定を受けた後、公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、理事会及び評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、認定法第5条第17号に該当する法人に贈与するものとする。</p> <p>(残余財産の帰属)</p> <p>第49条 この法人が清算をする場合にお</p>	<p>2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第15条についても適用する。</p> <p>(解散)</p> <p>第49条 この法人は、一般社団・財団法人法第202条に規定する事由及びその他法令で定めた事由により解散する。</p> <p>(公益認定の取消し等に伴う贈与)</p> <p>第50条 この法人が公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成十八年法律第四十九号。以下「認定法」という)第4条の認定を受けた後、公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、理事会及び評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、認定法第5条第17号に該当する法人に贈与するものとする。</p> <p>(残余財産の帰属)</p> <p>第51条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。</p> <p>(残余財産の帰属)</p> <p>第52条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。</p> <p>第9章 公告の方法</p>
---	--

<p>いて有する残余財産は、評議員会の決議を経て、認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。</p>	<p>(公告の方法) 第 53 条 この法人の公告は、電子公告により行う。 2 この法人の公告は、次に掲げる事項について行う。</p>
<p>(残余財産の帰属) 第 50 条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。</p>	<p>(1) 貸借対照表 (2) その他財団の運営において必要な事項</p>
<p>第 9 章 公告の方法</p>	<p>第 10 章 認可及び認定等</p>
<p>(公告の方法) 第 51 条 この法人の公告は、電子公告により行う。 2 この法人の公告は、次に掲げる事項について行う。 (1) 貸借対照表 (2) その他財団の運営において必要な事項</p>	<p>(事業計画及び収支予算の認可等) 第 54 条 第 10 条に規定する事業計画書及び収支予算書等については、毎事業年度の開始の日の前日までに(指定を受けた日の属する年度にあつてはその後遅滞なく)内閣府令で定めるところにより、活用法第 19 条の基本計画に即して理事長がその事業年度の事業計画及び収支予算書を作成し、理事会及び臨時評議員会の承認を得るものとする。これを変更するときも同様とする。 2 前項の事業計画及び事業予算は内閣総理大臣に提出し認可を得なければならない。これを変更するときも同様とする。 3 活用法第 26 条第 1 項に規定する事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始の日の 1 ヶ月前までに提出しなければならない。 4 前項の認可を受けたときは、遅滞なく、その事業計画及び収支予算を公表しなければならない。</p>
<p>第 10 章 認可及び認定等</p>	
<p>(事業計画及び収支予算の認可等) 第 52 条 第 10 条に規定する事業計画書及び収支予算書等については、毎事業年度の開始の日の前日までに(指定を受けた日の属する年度にあつてはその後遅滞なく)内閣府令で定めるところにより、活用法第 19 条の基本計画に即して理事長がその事業年度の事業計画及び収支予算書を作成し、理事会及び臨時評議員会の承認を得るものとする。これを変更するときも同様とする。 2 前項の事業計画及び事業予算は内閣総理大臣に提出し認可を得なければならない。これを変更するときも同様とする。 3 活用法第 26 条第 1 項に規定する事業計</p>	<p>(事業報告及び決算の提出) 第 55 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が事業報告書及び計算書類及びこれらの付属明</p>

<p>画及び収支予算については、毎事業年度開始の日の1ヶ月前までに提出しなければならない。</p> <p>4 前項の認可を受けたときは、遅滞なく、その事業計画及び収支予算を公表しなければならない。</p> <p>(事業報告及び決算の提出)</p> <p>第53条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が事業報告書及び計算書類並びにこれらの付屬明細書、財産目録(以下この条において「財産目録等」という。)を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経た上で、定時評議員会において承認を得るものとする。</p> <p>2 前項の財産目録等については、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。</p> <p>3 第11条第1項に規定する事業報告及び決算の書類については、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に内閣総理大臣に提出しなければならない。</p> <p>(役員を選任及び解任の認可)</p> <p>第54条 第27条第1項に規定する理事及び監事を選任については、内閣総理大臣の認可を受けなければ効力を有しない。</p> <p>2 第32条第1項の役員を解任については、内閣総理大臣の認可を受けなければ効力を有しない。</p>	<p>細書、財産目録(以下この条において「財産目録等」という。)並びにを作成し、監事の監査を受け、会計監査人監査を受け、理事会の承認を経た上で、定時評議員会において承認を得るものとする。</p> <p>2 前項の財産目録等については、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。</p> <p>3 第11条第1項に規定する事業報告及び決算の書類については、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に内閣総理大臣に提出しなければならない。</p> <p>(役員を選任及び解任の認可)</p> <p>第56条 第27条第1項に規定する理事及び監事を選任については、内閣総理大臣の認可を受けなければ効力を有しない。</p> <p>2 第32条第1項の役員を解任については、内閣総理大臣の認可を受けなければ効力を有しない。</p> <p>(定款変更の認定等)</p> <p>第57条 認定法第11条第1項各号に掲げる事項に係る定款の変更(軽微なものを除く。)をしようとするときは、その事項の変更につき、行政庁の認定を受けなければならない。</p> <p>2 前項以外の定款の変更を行った場合は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。</p> <p>附則</p> <p>1—この定款は、一般社団法人・財団法人法及び認定法に定める一般財団法人の設立の登記の日から施行する。</p> <p>2 一般財団法人の設立の登記を行ったと</p>
--	---

附則

1 この定款は、一般社団・財団法人法及び認定法に定める一般財団法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般財団法人の設立の登記を行ったときは、第5条の規定にかかわらず、設立の登記の日を事業開始日とし、最初の事業年度は法人設立の日から平成31年3月31日までとする。

3 当法人の設立当初年度の事業計画及び収支予算は、第10条第1項の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。

4 第17条の規定にかかわらず、内閣総理大臣から指定活用団体の指定を受けた後の役務でなければ、評議員に報酬等は支給しないものとする。

5 第33条の規定にかかわらず、内閣総理大臣から指定活用団体の指定を受けた後の役務でなければ、役員に報酬等は支給しないものとする。

6 第52条から第54条の規定は、内閣総理大臣から指定活用団体の指定を受けた日から効力を生ずるものとする。

7 この法人の設立者の名称及び住所並びに各設立者が拠出する財産及びその価額は、次のとおりとする。

大阪府吹田市山手町三丁目3番35号

学校法人関西大学

金銭 2,000,000円

大阪市中央区平野町一丁目7番1号

認定特定非営利活動法人大阪NPOセンター

金銭 1,000,000円

8 この法人の設立時の理事は、次に掲げる者とする。

出口正之(代表理事)

きは、第5条の規定にかかわらず、設立の登記の日を事業開始日とし、最初の事業年度は法人設立の日から平成31年3月31日までとする。

3 当法人の設立当初年度の事業計画及び収支予算は、第10条第1項の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。

4 第17条の規定にかかわらず、内閣総理大臣から指定活用団体の指定を受けた後の役務でなければ、評議員に報酬等は支給しないものとする。

5 第33条の規定にかかわらず、内閣総理大臣から指定活用団体の指定を受けた後の役務でなければ、役員に報酬等は支給しないものとする。

6 第52条から第54条の規定は、内閣総理大臣から指定活用団体の指定を受けた日から効力を生ずるものとする。

7 この定款は、公益認定法による公益認定を受けて、内閣総理大臣から指定活用団体の指定を受けて、登記が完了したときから施行する。

8 内閣総理大臣から指定活用団体の指定を受けた後の評議員及び監事は、設立時評議員及び監事の他、事前に内閣府に評議員予定者として申請した者を候補者とし、法令に基づき評議員会で決定しなければならない。

9. 前条の規定にかかわらず第14条第4項の規定に基づき推奨される者があった場合については、評議員の定数を超える場合を除き、法令及びこの定款に基づき臨時評議

<p>池内啓三 金井宏実</p> <p>9 この法人の設立時の評議員は、次に掲げる者とする。</p> <p>中野秀男 堀井良股 三木秀夫</p> <p>10 この法人の設立時の監事は、次に掲げる者とする。</p> <p>島田牧子</p>	<p>員会で選任の可否について決議しなければならない。</p> <p>10 この法人の設立者の名称及び住所並びに各設立者が拠出する財産及びその価額は、次のとおりとする。</p> <p>大阪府吹田市山手町三丁目3番35号 学校法人関西大学 金銭 2,000,000円</p> <p>大阪府中央区平野町一丁目7番1号 認定特定非営利活動法人大阪NPOセンター 金銭 1,000,000円</p> <p>11 この法人の設立時の理事は、次に掲げる者とする。</p> <p>出口正之(代表理事)</p> <p>池内啓三 金井宏実</p> <p>7 この法人の設立時の評議員は、次に掲げる者とする。</p> <p>中野秀男 堀井良股 三木秀夫</p> <p>8 この法人の設立時の監事は、次に掲げる者とする。</p> <p>島田牧子</p>
--	---